

京都市訓令甲第13号

区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成25年11月15日

京都市長 門 川 大 作

別表区長の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、第17号を削り、第18号を第16号とし、第19号から第30号までを2号ずつ繰り上げ、同表担当区長の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、第22号を削り、第23号を第21号とし、第24号から第35号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)